

育て 届け 繋がる愛

ひたち大宮セレクション認証制度

「彩り－irodori－」

ガイドライン

令和7年10月

一般財団法人 常陸大宮市観光物産協会

目 次

1. 「ひたち大宮セレクション」認証制度の目的	1
2. 認証までの流れ	2
3. 申請対象者	2
4. 申請対象産品	2
5. 申請方法	3
6. 審査方法	3
7. 「ひたち大宮セレクション」認証制度認証基準	3
8. 認証期間	4
9. 認証されたら	4
10. 認証品のメリット	5
11. 申請上の注意事項	5
12. 申請・問い合わせ先	5

参考資料

◇ 「ひたち大宮セレクション」認証制度実施要領（資料 1）	6
◇ 「ひたち大宮セレクション」認証制度 様式（資料 2）	10

1. 「ひたち大宮セレクション」認証制度の目的

常陸大宮市では、平成 28 年より、市内で生産された農林畜水産物や市内の農林畜水産物を原材料に製造された加工品を、審査基準に基づき、市の特産品「常陸大宮さん（産）」として認証してきました。「常陸大宮さん（産）」認証数は、令和 6 年 3 月に農林畜水産物 17 品目、加工品 33 品目（うち工芸品 2 品目）となり、当初目標の 50 品目を達成しました。

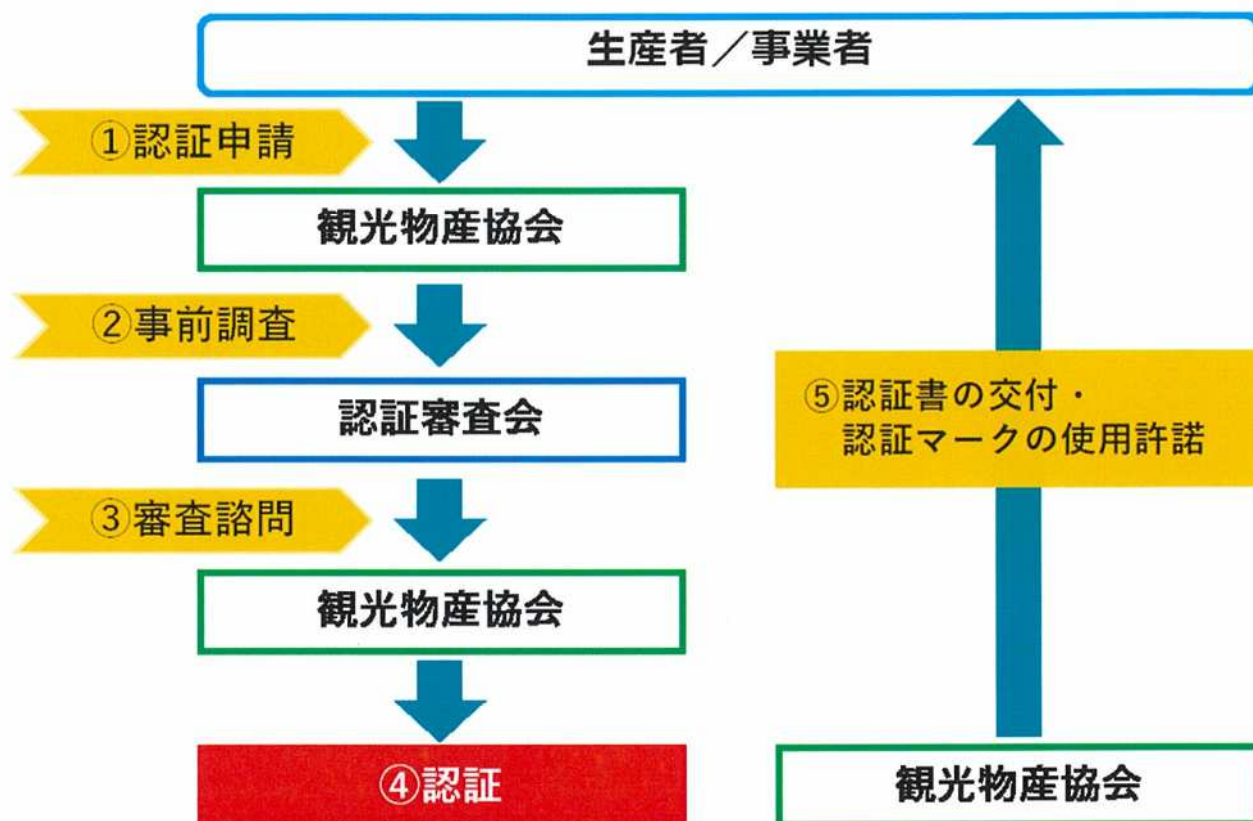
今年度、「常陸大宮さん（産）」認証制度の導入から 10 年を迎えるとともに、4 月に一般財団法人常陸大宮市観光物産協会（本協会）が設立したことから、これまでの「常陸大宮さん（産）」を含む製品の更なる流通を図り、市場等での積極的な販売促進や認知の拡大、ブランド化などを支援する制度と進化させるため、「ひたち大宮セレクション認証制度『彩り-irodori-』」を立ち上げました。

本制度では、古くから常陸大宮市の気候や風土、地域性を活かし栽培、収穫され、かつ、これまで「常陸大宮さん（産）」として認証されていた一次産品や伝統工芸品を「産地認証品」として認知拡大を図るとともに、市場等での積極的な販売を促進していくことで地域経済を活性化させることを目的としています。また、市内で生産される特色ある産品を、「常陸大宮市と言ったらこれ！」といった地域ブランド「セレクション認証品」として確立することで、常陸大宮市の産業の振興と、市の魅力としてイメージ向上に繋がることを目指してまいります。

また、市内の生産者（事業者）が愛情を込めて育てた産品が、「産地認証品」、「セレクション認証品」として登録され、多くの人に届けられることで、生産者と消費者が繋がるとともに、産品が人々の日々や暮らし、心に『彩り』をもたらすことを期待しています。

2. 認証までの流れ

申請から認証までは、次の①～⑤の手順で行います。



3. 申請対象者

常陸大宮市に住所を有している生産者、または、主たる事業所を市内に構える事業者が対象です。

4. 申請対象産品

- 農林畜水産物：本市で栽培、採取、飼養されたもの。
- 加工品：産品の主となる原材料が市内で生産されたもの、または、市内で加工されたもの。

5. 申請方法

- 認証を受けようとする生産者または事業者は、所定の申請書に必要事項を記入し、関係書類、必要に応じて見本を添えて、事務局に提出してください。なお、見本の提供に係る費用は申請者の負担とし、提供された見本は返却しません。
- 申請書は、本協会事務局及び常陸大宮市役所産業観光部商工観光課に用意しています。また、各公式ホームページからもダウンロードできます。
- 認証にあたっては、年1回の審査会の実施を予定しています。

6. 審査方法

「ひたち大宮セレクション」では、認証基準に基づく、「事前調査」と「認証審査会での審査」によって申請品の認証の適否を決定します。

(1) 事前調査

申請内容について、事務局による書類の確認、必要に応じて生産者または事業者へのヒアリング、生産・製造現場の現地調査を行います。

(2) 認証審査会での審査

認証審査会において、認証基準に基づき、認証審査会審査員が審査を実施します。

7. 「ひたち大宮セレクション」認証制度認証基準

申請品の認証は、以下の認証基準により審査します。

- (1) 常陸大宮市らしさに関する基準
- (2) 品質及び価格に関する基準
- (3) 安心・安全、環境への配慮に関する基準
- (4) 独自性・物語性、商品コンセプトに関する基準
- (5) 持続性・発展性、熱意・貢献度に関する基準

8. 認証期間

認証を受けた認証品の有効期間は、3年間です。

(例：令和7年度中に認証を受けた場合、有効期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までです。)

9. 認証されたら

- 申請品が認証を受けた生産者または事業者には、本協会理事長より「認証書」を交付します。
- 認証を受けた生産者または事業者は、認証品の容器包装をはじめ、宣伝・広告媒体や販売促進物などに、本協会が定める「認証マーク」を表示することができます。認証マークの使用料は無償ですが、使用に当たっては「ひたち大宮セレクション」認証制度実施要領の規定を遵守し、また、使用時に発生する全ての費用ならびに責任は認証を受けた生産者または事業者が負うものとします。
- 認証品や認証に向けた活動事例などは、本協会及び市公式ホームページ、SNS等、様々な情報媒体で紹介します。
- 本協会が主催する行事、その他イベントなどにおいて、認証品を紹介するパンフレット、ポスター、のぼりなどを利用したPRを行います。
- 常陸大宮市の関連施設や出先機関などに認証品を紹介するパンフレットを設置し、配布するなどしてPRを行います。

10. 認証のメリット

- 生産者または事業者の希望により、認証品の販売に関する課題解決に向けた市場マーケティング及び特産品ブランディングの無償提供が受けられます。（市場マーケティング及び特産品ブランディングについては、1 生産者または1 事業者あたり1 回目は無償、2 回目からは有償です。）
- 生産者または事業者の希望に沿った販路拡大支援が受けられます。
- 本協会が参加する商談会や物産展等へ共同出店することができます。
- 本協会及び市公式ホームページ、SNS 等にて、認証品としての積極的な情報発信支援が受けられ、大きな宣伝効果に繋がります。

11. 申請上の注意事項

- 申請にあたっては、「ひたち大宮セレクトション」認証制度実施要領をご確認ください。
- 申請書類の返却はできません。
- 申請書類の内容や現地調査等について、機密事項、ノウハウ、営業上の秘密などとして法的な保護が必要な事項については、申請者の責任においてあらかじめその旨を表示するなどの対応をしてください。

12. 申請・問い合わせ先

以下いずれかに申請、お問い合わせください。

- 一般財団法人常陸大宮市観光物産協会事務局

〒319-3111 常陸大宮市山方 530 番地

TEL : 0295-57-3325 FAX : 0295-57-3325

- 常陸大宮市産業観光部商工観光課

〒319-2292 常陸大宮市中富町 3135 番地の 6

TEL : 0295-52-1111 FAX : 0295-52-2250

○「ひたち大宮セレクション」認証制度実施要領

令和7年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、常陸大宮市において生産される農林畜水産物やそれを利用した加工品（以下「産品」という。）のうち、優れた資質を有する産品の市場等での積極的な販売促進や認知の拡大などを支援することで、市内における産業振興を図るとともに、常陸大宮市のイメージを向上させるため、一般財団法人常陸大宮観光物産協会（以下「協会」という。）が「ひたち大宮セレクション」としてブランド認証することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「認証品」とは、第7条に規定する「ひたち大宮セレクション」認証書の交付を受けた産品をいう。

(認証品の名称)

第3条 認証品の名称は「彩り-irodori-」とする。

(認証の対象)

第4条 認証を受けることができるものは、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する法人その他の団体又は市内に住所を有する個人事業者であって、次項に規定する産品を生産又は製造（販売を含む。）するものであること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 常陸大宮市暴力団排除条例（平成24年常陸大宮市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団員又はそれと密接な関係を有しているものでないこと。

2 認証の対象となる産品は、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 市内で栽培、採取、飼養された農林畜水産物であること。
- (2) 市内に主となる事業所をもち、産品の主となる原材料が市内で生産されたもの、または、市内で加工されたものであること。
- (3) その他常陸大宮市観光物産協理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めるもの。

(認証の申請)

第5条 認証を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、「ひたち大宮セレクション」新規認証申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、理事長へ提出しなければならない。

- (1) 市税に未納がないことを証明する書類
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、酒税法（昭和28年法律第6号）等の法令に基づく営業許可等の写し
- (3) 法人の場合にあっては、登記事項全部証明書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は、必要があると認めるときは、認証を受けようとする産品の見本品の提供を求

めることができるものとする。この場合において、当該見本品の提供に係る一切の費用は申請者の負担とし、提供された見本品は返却しないものとする。

(認証の審査)

第6条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、書類によるほか、必要に応じて申請者へのヒアリング及び生産、製造、流通、販売等の現地調査により、その内容の確認を行い、当該確認結果を別に定める「ひたち大宮セレクション」認証審査会（以下「審査会」という。）に報告し、認証の適否について意見を聴かなければならない。

2 理事長は、前項の規定による審査会からの意見を踏まえ、別に定める「ひたち大宮セレクション」認証基準（以下「認証基準」という。）に基づき、認証の適否を決定する。

3 理事長は、前項の規定により認証の適否を決定したときは、「ひたち大宮セレクション」認証審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(認証書の交付)

第7条 理事長は、前条第1項の規定により認証の適合を認められた製品の申請者（以下「受証者」という。）に「ひたち大宮セレクション」認証書を交付する。

(認証の有効期間)

第8条 前条の認証書の有効期間は、第6条第2項の規定により認証審査結果を通知した日の属する年度の翌年度の4月1日から3年間とする。

(認証マークの表示方法等)

第9条 受証者は、認証品及びその容器、包装、啓発用品等に、認証品であることを証するマーク（以下「認証マーク」という。）を、認証の有効期間内において表示することができる。

2 認証マークは、認証マークを印刷したシール（以下「認証シール」という。）を貼付する貼付方式又は認証マークを直接印刷する印刷方式により表示することができる。

3 受証者は、認証マークを使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた色、形式等を正しく使用し、認証マークを縮小又は拡大して使用する場合は、縦横同比率とすること。

(2) この要領の趣旨に反した使用をしないこと。

(認証マークの費用)

第10条 認証シールは、認証時に無償で交付する。ただし、受証者が認証シールを追加で必要とする場合は、実費に相当する額の範囲内で別に定める額を負担しなければならない。

2 印刷方式による認証マークの表示に要する費用は、受証者の負担とする。

(認証品の内容変更)

第11条 受証者は、次の各号のいずれかに該当するときは、「ひたち大宮セレクション」認証申請事項変更届出書（様式第3号）により、速やかに理事長に届け出なければならない。

- (1) 認証品の名称、販売金額等を変更するとき。
- (2) 認証品の規格、形状、容器、包装等の使用を著しく変更するとき。
- (3) 認証者の名称又は代表者名、住所等を変更するとき。

(認証の更新申請)

第12条 受証者は、継続して認証を受けようとするときは、認証の有効期限3月前までに「ひたち大宮セレクション」更新認証申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 市税に未納がないことを証明する書類
- (2) 食品衛生法、食品表示法、酒税法等の法令に基づく営業許可等の写し
- (3) 法人の場合にあつては、登記事項全部証明書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 第6条から第10条までの規定は、前項の規定による認証の更新について準用する。

(認証の取消し)

第13条 理事長は、認証品又は受証者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認証を取り消すものとする。

- (1) 受証者からの認証取消しの届出があつたとき。
- (2) 受証者からの認証の更新申請が行われなかつたとき。
- (3) 虚偽事項を含む申請により認証を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 認証基準を逸脱する事項が明らかになったとき。
- (5) 認証品の生産、製造若しくは販売を中止し、又は廃止したとき。
- (6) 受証者が第4項の調査を正当な事由なく拒否したとき。

2 前項第1号の認証取消しの届出は、受証者が「ひたち大宮セレクション」認証取消届出書(様式第5号)により行うものとする。

3 第1項の規定による認証の取消し日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 同項第1号に該当する場合 届出書に記載の日
- (2) 同項第2号に該当する場合 有効期間の末日
- (3) 同項第3号から第6号までに該当する場合 該当する事象が確認された日

4 理事長は、第1項第3号から第5号までに係る事実確認のために調査が必要と認められるときは、自ら又は認証委員会に委任し、調査を実施することができるものとする。

5 第1項第3号から第6号までの規定に該当することにより認証を取り消された者は、原則取消しの日から1年を経過しなければ新たな申請ができないものとする。

6 前項の規定にかかわらず、この要領の規定への重大な違反、認証品に対する信頼を著しく失墜させる不法行為又は社会的影響が大きい事象が確認された場合は、理事長は、直ちに審査会の意見を聴いて、該当する認証品の認証を取り消すものとする。この場合において、当該認証を取り消された者からの再度の認証申請は原則として認めないものとする。

7 第1項又は前項の規定に該当することにより認証が取り消された場合、理事長は、「ひた

ち大宮セレクション」認証取消通知書（様式第 6 号）により受証者に通知するものとする。

（受証者の責務等）

第 14 条 受証者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認証品の生産、製造等及び販売を通じて積極的に本市の認知度及びイメージの向上に努めるものとする。

2 本制度は、事業者等の意思による申請を前提に、自主申告・自主管理を原則とし、認証品に問題が生じた場合の責任は、受証者自身に帰属するものであり、受証者は、認証品の生産、製造、流通、販売等において管理責任者等を置き、適正な管理に努めるものとする。

3 受証者は、認証品の消費や使用において発生した事故等について、受証者の過失に起因する一切の責任を負うものとする。

4 認証品の消費や使用において苦情等が発生したときは、受証者はこれに誠意をもって対応するものとする。

5 前条第 1 項の規定により認証を取り消された受証者のうち、認証取消しの時点で認証マークを使用した認証品を市場へ提供している者は、当該認証品を速やかに回収しなければならない。

6 前条第 6 項の規定により認証を取り消された者のうち、認証取消しの時点で認証品を市場へ提供しているものは、速やかに当該認証品の回収、当該認証品の宣伝、広告等の情報提供に係る全ての媒体（テレビ、ラジオ、Web ページ、SNS 情報、ポスター、パンフレット等）の提供を中止する等、「ひたち大宮セレクション」のイメージダウンへの影響を最小限にとどめる努力をしなければならない。

7 受証者は、認証品の品質、流通及び販売等に係る異常、事故、苦情等の問題が生じたときは、直ちに事務局に報告しなければならない。

（認証機関の責務等）

第 15 条 協会は、製品の生産、製造等をする事業者等に本制度の趣旨を周知するとともに、事業者関係団体等と連携を図りながら事業者等の指導及び本制度の推進に努めるものとする。

2 協会は、認証品の生産、製造、流通、販売等において、受証者及びその関係者等において発生した経済的な損失その他不測の事態について、一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。